

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインについて(平成30年3月スポーツ庁策定)

スポーツ庁は、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立って、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(以下「ガイドライン」)」を策定しました。



県教委では、ガイドラインに則って、本年度「運動部活動等の在り方に関する方針」を策定します。それまでの間は、国のガイドラインを参考に、運動部活動等の適切な運営を進めていくこととなります。ガイドラインの主な内容は以下のとおりです。

休養日

「平日週1日及び土日のうち1日、合わせて週2日以上の部活動の休養日を設定します。」

※ 休養日の設定については、国のガイドラインに示されている以外に、平成30年3月に策定された県の「学校における業務改善方針」で、全ての学校において、平日週1日及び土日のうち1日、合わせて原則週2日の部活動の休養日を設定し、直ちにに取り組むこととしています。

活動時間

「長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とします。」

※ スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、示された基準であり、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。

学校単位で参加する大会等の見直し

生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査します。



文化部の活動についてはどうなるの？

文化部についても、休養日の設定や活動時間については、当分の間は、運動部活動と同じように考えて活動をしてください。

